

「三重県地域づくり推進条例」に基づく「仕組み」について（検討案）

1 経緯

三重県では「三重県地域づくり推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、本年5月20日に施行しました。

当条例では、住民、事業者、市町、県その他の多様な主体の協働による地域づくりが推進され、もって個性豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的としています。

そのため、県では、条例の目的を実現するため、地域づくりが円滑かつ効果的に行われるような仕組みを検討しています。

2 仕組み（案）と考え方

（1）「県と市町が連携・協働し、地域づくりの基盤を整備する仕組み」

地域づくりの推進に取り組むにあたっては、これまでに各地域において地域づくりを進めている市町と県との連携を一層強化することが重要であると考えています。

そのため、「**（仮称）県と市町の地域づくり連携・協働協議会**」（以下、「協議会」という。）を仕組みとして位置づけ、「多様な主体による地域づくりに関する意見の情報共有」、「課題解決に向けた制度・仕組みの整理」、「地域経営基盤の強化」等について共通の理解を深めたうえで、地域主権社会の実現に向けた地域づくりの基盤整備に向けて共に取り組みます。

（2）「多様な主体が参画し、地域づくりの実践・展開を支援する仕組み」

多様な主体による地域づくりが推進されるためには、住民の自発的な活動を活性化するとともに、地域の資源や特性を生かした価値の磨き上げを行っていくことが重要であると考えています。

そのため、「**うま 美し国おこし・三重**」の取組を地域づくりの仕組みとして位置づけ、多様な主体とともに組織する「**うま 美し国おこし・三重**」実行委員会と各市町や地域の推進組織が連携して、地域づくりグループの発掘・育成など地域づくりの実践・展開を支援することにより自立・持続可能な地域づくりにつなげていくことを目指して取り組みます。

3 今後の対応

上記の「協議会」、「**うま 美し国おこし・三重**」について、条例に基づく仕組みとしての位置づけは、平成21年4月からを予定しています。

「県と市町の連携・協働」と「^{うま}美し国おこし・三重」の仕組み



個性豊かで活力ある地域社会の実現

県と市町が連携・協働し、地域づくりの基盤を整備する仕組み

(仮称)県と市町の地域づくり連携・協働協議会

- 多様な主体の地域づくりに関する意見の情報共有
- 課題の解決等に向けた制度・仕組みの整理
- 地域経営の基盤の強化

全県会議
【政策部】

地域づくりの全県的な課題の協議検討を行う

総会

調整会議

検討会議

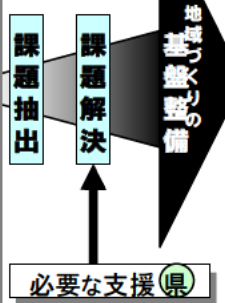
地域会議
【県民センター】

市町の個別の地域課題の協議検討を行う

トップ会議

調整会議

検討会議



推進

多様な主体による地域づくりの実践・展開

地域づくりの類型例

住民、NPO等による地域資源を活用した取組

- 過疎地域の振興
- 景観づくり
- 安心安全のまちづくり
- 環境保全の推進
- 流域圏の振興
- 地域プロジェクトの推進
- 地域福祉の推進
- 伝統文化の継承

行政が主に担う取組

多様な主体が参画し、地域づくりの実践・展開を支援する仕組み

^{うま}「美し国おこし・三重」

「美し国おこし・三重」実行委員会

- 【取組の柱】
- ① 自発的な地域づくりグループの発掘、育成
 - ② 自立性・持続性を高めるしくみづくり
 - ③ 新たなイベントスタイルによる地域力の結集と成果の情報発信

「美し国おこし・三重」推進本部

- 【推進本部の取組】
- ▶ 各部の連携・協力
 - ▶ 関連事業の総合的、効果的な実施

「美し国おこし・三重」地域推進組織(市町)

▶ 地域における多様な主体のネットワーク拠点として、個々の活動をサポートし、コーディネート

連携

意見の反映
支援策の活用

地域づくりの実践・展開

- 地域資源や特性の活用
- 多様な主体(キーマン)の育成

三重県地域づくり推進条例

平成20年5月20日

三重県条例第32号

少子高齢化の進展、住民の地域社会とのかかわり方の変化等に伴い、地域においては、集落の有する機能の維持等に関し、看過することのできない問題が生じてきている。

しかしながら、一方では、住民自治を実現し、自立的な地域社会の形成を図るため、地域社会の様々な課題の解決に向けた地域の多様な主体による活動が行われており、このような活動は、地域の活性化にとって不可欠である。

地域の活性化の実現は、一朝一夕には成し得ない永遠の課題であるが、地域の多様な主体の協働による地域の資源や特性を生かした活動が活発に行われるためには、多様な主体が、地域づくりに関し共通の認識を持ち、共に取り組むことが必要である。

ここに、地域づくりに関する基本理念を明らかにしてその方向を示し、地域の多様な主体の協働による地域づくりが推進されるよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域づくりが自立的な地域社会の形成において重要な役割を果たすものであることにかんがみ、地域づくりに関し、基本理念を定めるとともに、県の役割等を明らかにすることにより、多様な主体の協働による地域づくりが推進され、もって個性豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「地域づくり」とは、住民、事業者、市町、県その他の多様な主体が、地域社会の課題の解決に向け、自然、歴史、文化等の地域の資源や特性を生かし、地域社会の維持及び形成に資するために行う、県内各地域における持続的な活動をいう。

(基本理念)

第3条 地域づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されるものとする。

- 一 地域社会の課題の解決のため、地域社会を支える多様な主体の協働により、その展開が図られること。
- 二 地域社会が住民の生活の場として、将来にわたって魅力あるものとなるよう、地域の資源や特性を生かし、地域経営の観点から持続的な活動が行われること。

(県の役割等)

第4条 県は、住民をはじめとする多様な主体と対等の立場において信頼かつ協調の関係を保持し、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果

的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により仕組みを構築しようとするときは、その仕組みを議会に示さなければならない。
- 3 前項に規定する仕組みは、この条例の趣旨を尊重し、知事が定めるものとする。

(議会への報告)

第5条 知事は、毎年、前条第二項の規定により議会に示した仕組みに基づく地域づくりの実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(議会の役割)

第6条 議会は、地域づくりに関し、三重県議会基本条例(平成18年三重県条例第83号)の趣旨にのっとり、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言等に努めなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。